

交運労協 FAX ニュース NO. 6

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2020年12月2日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行人 高松 伸幸

交通政策基本法改正法案 参議院本会議で可決・成立！

今国会に超党派による議員立法として提出されていた交通政策基本法の改正法案が、12月2日、参議院本会議で可決・成立した。2013年の成立以降、7年ぶりの法改正となる。

今回の法改正の趣旨について、11月20日の衆議院国土交通委員会において、提出者を代表して盛山正仁議員(自民党)は以下のように説明した。

・これまでの国土交通政策は、運輸業は黒字で運営することが可能であるとの前提で民間事業者に対して事業許可等がなされてきた。人口が増加し、経済成長が続いている時代には、その前提で問題がなかったが、人口減少や災害発生など様々な事情によって輸送サービスの提供は採算が取れないものになりつつあり、採算が取れない輸送サービスを民間事業者が提供することは不可能となる。

・国内交通網は、通勤、通学等の生活基盤であり、また地域における企業の立地や地域内、地域間の交流等の促進に資するものであることから、一部の路線又は区間の採算性が低いとしても、適切な整備及び輸送サービスの提供が行われないと、若年層の流出等を招き、地方における地域社会の維持及び発展に影響を及ぼすおそれがある。

・人口の減少や感染症対策等の現在の交通事業を取り巻く環境の変化に鑑みると、国が公共交通機関に係る旅客施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保の支援等の必要な施策を講ずる必要も生じている。

・災害が頻発、激甚化し、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生も懸念される中、国土強靱化の観点から、大規模な災害が発生した場合においても交通の機能が維持され、社会経済活動が持続可能となるよう必要な施策を講ずる必要がある。

・本案は、このような現状に鑑み、地域社会の維持及び発展の観点を明記し、赤字路線への補助は行わないというこれまでの運輸行政の在り方を転換し、

交通に関して国が支援を行う根拠となるような改正などを行う等、所要の規定の追加等を行うものである。

改正法案の主な内容は以下のとおりである。

(**第三条**)交通の機能の確保及び向上に関する規定に、交通に関する施策の推進は人口の減少に対応しつつ、交通が地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるよう行われなければならないことを追加。交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、国土強靱化の観点を踏まえ、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑みること追加。

(**第十六条**)日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等に関する規定に、国は、少子高齢化の進展、人口減少その他の社会経済情勢の変化に伴い、国民の交通に対する需要が多様化し、または減少する状況においても、国民が移動を円滑に行うことができるようにすべきことを明記。

(**第十七条の二**)国は、国民が安全かつ安心して公共交通機関を利用することができるようにするため、公共交通機関に係る旅客施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保の支援など必要な施策を講ずることを明記。

(**第二十条**)国が地域の活力の向上に必要な施策を講ずる目的として、地域社会の維持及び発展を図ることを明記。そのために必要な施策として基幹的な高速交通網の形成及び輸送サービスの提供の確保を追加。

(**第二十一条**)国が運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展のために行う施策として、必要な労働条件の改善を含む人材の確保の支援を追加。

(**第二十二条**)大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復等に必要な施策について、国土強靱化の観点から、我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することの重要性に鑑みるべきことを明記。

コロナ禍が公共交通の事業環境に劇的な変化をもたらしている今、「交通に関して国が支援を行う根拠となる法改正」は時宜を得たものである。交運労協が今回の法改正にあたって強く求めていた「財源の安定的な確保」については明記することができなかったものの、「人材の確保(これに必要な労働条件の改善を含む。)の支援」を追加するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に鑑みた「公共交通機関に係る旅客施設等の安全及び衛生の確保」を条文として新設できたことは大きな成果と言える。

交運労協は、今回の法改正を活かし、持続可能な交通運輸産業の確立に向けて引き続き取り組んでいく。

以 上

【添付資料】

- ・ 「交通政策基本法案新旧対照表」
- ・ 「交通政策基本法及び国土強靱化基本法改正法案に対する附帯決議」